



2006.4.1

春臨時号

〒662-0863 西宮市室川町10番22号

TEL : 0798(74)2630 FAX:0798(74)7257

ホームページ <http://www.n-watanabe-hosp.jp/>



2006年春を迎えて

院長 渡邊 高

例年がない、厳しい寒さの続いた冬も終わり、ようやく桜の花咲く季節になりました。

海外においては、2004年末にスマトラ沖地震があり、昨年はパキスタン地震やアメリカの巨大ハリケーン『カトリーナ』による被害がありました。

国内においても昨年度は、豪雨・豪雪・洪水・台風・地震など天災の多い一年で、立春を過ぎた後も日本海側・北陸・東北などで大雪がしばらく続き、今年は春が来ないのではないかと心配していましたが、3月になり桜の開花予想を聞いて安堵した次第です。

医療界に目を移してみると、この4月から第5次医療改革が始まり、マイナス3.16%という保険診療報酬の改定が行われます。

当院は、高齢化社会の進展・生活習慣病の増加に対して、21世紀の初頭、検診・予防・治療を充実させ健康増進を目指した生活習慣病学習センターを設立し運営してまいりました。この4月の診療報酬改定では、従来の『生活習慣病指導管理料』という言葉が、『生活習慣病管理料』という名称に変わり、『指導管理』という言葉が『管理』のみになりました。これに見られるのは、生活習慣病対策が、服薬よりも運動習慣の徹底や食生活の改善を基本としたものに位置付けられ、疾病に

対して自立・自助・自己管理が求められる時代に突入したということだと思います。

そういった社会や医療を取り巻く大きな変化の中当院は、阪神淡路大震災にも耐えて健闘した病院の外壁と内装の傷みを修復するとともに、病室療養環境の改善を目指して、病室ベッド横の床頭台とテレビを新しくしました。また、これまで以上に患者さまのプライバシーに配慮した医療を提供させていただくために、マンモグラフィー専用室を整備いたしました。

今年6月には、心臓・血管センター、ならびに都市型の介護老人保健施設と地域の皆さまの健康増進に役立つメディカル・フィットネスがオープンします。

この心臓・血管センターでは、受診時間・治療着手時間の短縮が大きく求められる急性冠症候群（狭心症・心筋梗塞・血管急性閉塞）への対応が可能となる予定です。

今後とも特別医療法人高明会は、敷居の高くない質の良い医療を提供できる体制を目指して、地域の皆さまのご期待に沿うよう、職員一同努力してまいります。

ご協力・ご声援をよろしくお願いいたします。





病室の床頭台と テレビが変わりました

当院では、入院されている患者さまにより良い療養環境を提供するために、3月末に病室ベッドサイドの床頭台とテレビを新しいものに変更いたしました。

床頭台は、木製のあたたかみのあるものとなり、テレビは液晶テレビになりました。

実際に使用されている患者さまやご家族さまからは好評を得ており、特にテレビについては見やすくなったのご意見を頂戴しております。



(個室用)



マンモグラフィ室が変わります

当院は、マンモグラフィー（乳房専用撮影装置）を使用し、乳がんの早期発見のための検査を提供してまいりましたが、3月末に検査室をリニューアルしました。

マンモグラフィー検査を受けられる患者さまはほとんどが女性であるため、専用の検査室としプライバシーに最大限配慮するとともに、更衣室のスペースも広くし、患者さまにリラックスして検査を受けていただける部屋になったと自負しています。

最近では、乳がんでは年間1万人もの人がお亡くなりになっています。厚生労働省も、40歳以上の女性の乳がん検診は、従来の視触診だけではなく、マンモグラフィーをするべきという指針を出しました。

当院には専門の医師も常勤しておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

診療報酬改定に伴う 医療費負担の変更について

平成18年度診療報酬改定に伴い、この4月より患者さまにご負担いただく医療費が変更になります。

今回の改定は初診料・再診料などの診療費をはじめとして、入院料やリハビリテーション料・在宅医療料・麻酔料等も大きく改定されました。

また、入院患者さまに提供する食事に関しては、これまで1日あたりで負担していただいていたのですが、1食あたりでの負担へと

変更されました。（下記グラフ参照）

3.16%のマイナス改定と、医療機関にとっては厳しい法改定となりますが、患者さまや地域の皆さまに対して、引き続き良質な心の通い合う医療を提供できるよう、医療の質の確保と向上に努めていきたいと思います。

医療費の変更についてご質問等ございましたら、1階事務所までお問い合わせください。



【入院時食事負担の変更】

対象	変更前		変更後
一般の方	1日につき 780円	→	1食につき 260円
市町村民税非課税世帯の方	1日につき 650円	→	1食につき 210円
の方で、過去1年間の入院日数が90日超えの方	1日につき 500円	→	1食につき 160円
のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方等	1日につき 300円	→	1食につき 100円

に該当する方は、加入している医療保険の保険者（老人保険は居住地の市町村）が発行する減額認定証を当院窓口までご提示ください。